

京都市中小企業等 物価高騰対策支援金 追加支援



物価高騰の中、事業の継続に取り組む
中小企業・個人事業者等の皆様を支援します！

対象者

令和5年4月30日までに開業し、今後も事業を継続する
意思のある京都市内の中小企業・個人事業者等の方

交付額

法人

3万円

個人事業者

2万円

詳細はこちら



売上減少
要件は
設けません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金（令和5年3/10締切分）の交付決定を

受けられた方

新たな申請は
不要です。

受けていない方

受け取っていただくには、
申請が必要です。

申請方法は裏面をご覧ください。

Check!



受付締切

令和5年

8/10

まで

京都市中小企業等
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

（9時～17時：土日祝日除く）



不正受給は犯罪です！

事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、
不正行為には厳正に対処します。

Check

京都市中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援) 対象者判定フローチャート

京都市中小企業等物価高騰対策支援金
(令和5年3月10日締切分)の交付決定を
受けた。

はい

新たに申請いただく必要は
ありません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金をお振込
みした口座に、法人3万円、個人事業者2万円を
追加でお支払いします。

※すでに廃業されている方や、追加支援を辞退
される方は別途届出を提出いただく必要が
あります。

※詳しくは、京都市中小企業等物価高騰対策
支援金事務局より、メールまたは郵送でお送
りしている案内をご覧ください。

いいえ

以下のいずれかに該当する。

- ・京都市内に本店または主たる事務所を有し、
かつ、法人格を有する法人
- ・京都市内に住民票を有し、かつ、京都市内で事
業を営む個人
- ・京都市内に店舗または事務所を有し、かつ、
京都市内で事業を営む個人

いいえ

はい

令和5年4月30日までに開業しており、
今後も事業を継続する意思がある。

いいえ

交付対象ではありません。

はい

以下の必要書類を添えて、申請書を郵送
またはWEB申請フォームにより申請ください。

※その他、申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のため、根拠資料を求めることがあります。

それぞれの必要書類の注意
点について、申請書記入例や
WEB申請フォームをご確認
いただき、誤りのないよう
ご準備ください。

法人(会社)※の方

※会社とは、株式会社、有限会社、合名会社、
合資会社、合同会社を指します。

- 履歴事項全部証明書
(申請日前6月以内に取得したもの)

法人(会社以外)※の方

※収益事業を行っている法人の方のみ対象と
なります。

- 履歴事項全部証明書
(申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え
(直近事業年度分)

全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に関する書類
(申請日前30日以内に発行された、領収書、請求書、納品書、入出金伝票又は仕切書のいずれか)
- 追加支援金支払い口座の通帳見開きページ

個人事業者の方

- 本人確認書類
(運転免許証(両面)又は住民票の写し(発行日が申請日前6月以内)等)
- 京都市内で事業を営んでいることを証する以下のいずれかの書類
 - ・収受日が令和5年5月31日以前のもの
 - ・確定申告書第一表の控え(令和4年分)
※事業収入の記載がない場合は、別途資料の提出が必要ですので、事務局まで
ご相談ください。
 - ・住民税申告書の控え(令和5年度分)
 - ・開業届(開業日が令和5年4月30日以前のもの)
- 営業許可証等の許認可証(令和5年4月30日以前から申請日時点まで有効なもの)
- 事業従事証明書(企業組合の組合員の方に限る)
- 事業復活支援金の振込みのお知らせ

申請方法 申請は1者1回限りです。

申請書(※)に必要な書類を添えて郵送いただくか、
WEB申請フォームの入力により申請してください。
審査のうえ、追加支援金をお支払いします。

※申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

HPは
こちら



郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局
宛て

お問い合わせ

京都市中小企業等
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

(9時～17時：土日祝日除く)